

表1. 昇降機の確認申請の要件

昇降機種別	確認申請の要件
エレベーター	(1)エレベーターを新設する場合 (2)既設のエレベーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 ^{※1} (全部又は一部)、かご (枠及び床版)、駆動装置 (巻上機又は油圧パワーユニット等) 及び制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エレベーターを撤去・新設とみなす。)
エスカレーター	(1)エスカレーターを新設する場合 (2)既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 ^{※1} (全部又は一部)、駆動装置及び制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エスカレーターを撤去・新設する場合とみなす。)
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

※1. 令第129条の4、令第129条の12第2項に定める主要な支持部分を指す。

※2. 1つでも取り替えない部材がある場合 (例.駆動装置以外は全て交換する場合等) は、法第87条の4の「設ける場合」とみなさない。

※3. 改修等の工事を2回以上に分け、これらの改修等を合わせると「設ける場合」に該当する場合は、個別に判断する。

表2. 適用事例 (ロープ式エレベーターの場合)

部材				取替部材				
① いずれか	施行令 第129条の4 に定める主要 な支持部分	主索		○		○	○	
		主索の端部		○		○	○	
		支持ばり 等	機械室あり	マシンビーム		○		
			機械室なし	ガイドレール				
			頂部支持ばり					
② 両方	かご枠			○	○	○		
	かご床版			○	○	○	○	
③	駆動装置			○	○	○	○	
④	制御盤			○	○		○	
確認申請が必要(①+②+③+④)				必要	必要	不要	不要	